

事務連絡  
令和4年12月27日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

リフィル処方箋の取扱いに係る疑義について

今般、岡山県からリフィル処方箋の取扱いに係る疑義照会があり、別添のとおり回答しましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底方よろしく申し上げます。